

総会議事録（第11回）

1 開催日時 令和6年2月27日（火）14時00分～15時05分

2 開催場所 第8会議室

3 出席委員（36名）

○農業委員（18名）

会長 15番 川本 康代

1番 浅井 和巳 2番 城山 正巳 3番 原口かよ子 5番 田川 康浩
6番 渡邊 重徳 7番 一瀬 晃 8番 福田 文夫 9番 川副 博司
10番 朝長 洋市 11番 田添 利弘 12番 高見 健 13番 渡邊 和秋
14番 富岡 勝真 16番 山田 武人 17番 岩崎 義秀 18番 児玉 賢治
19番 梶原 茂

○農地利用最適化推進委員（18名）

1番 岩崎 照美 2番 松尾 慎二 3番 小野 重幸 5番 笠寺 幸雄
6番 富浦 春男 7番 林 敏弘 8番 藤本 雅彦 9番 山浦 弘之
10番 山上 傳 11番 井本 忠之 12番 井川 春彦 13番 久保 和幸
14番 瀬戸口裕子 15番 森 良広 16番 野田 善則 17番 山本 治義
18番 小川 良一 19番 山口 周次

4 欠席委員

○農業委員（1名）

4番 山口 明美

○農地利用最適化推進委員（1名）

4番 小川 國治

5 議 題 報告第1号 農地中間管理事業による農用地利用配分計画の合意解約の件
報告第2号 農地中間管理事業による農用地利用集積計画の変更の件
第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の件
第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請の件
第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の件
第4号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の件
第5号議案 非農地通知申出書による非農地通知の件
第6号議案 農地中間管理事業による農用地利用集積計画作成の件
第7号議案 農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画作成の件
第8号議案 非農地通知の件
第9号議案 大村農業振興地域整備計画の変更（農用地区域への編入）
第10号議案 大村農業振興地域整備計画の変更（農用地区域除外）
第11号議案 違反転用について
報告第3号 農地法第18条第6項（合意解約）の規定による通知報告の件

6 理事者 市農林水産振課
課長補佐 櫻田 俊紀
職員 職員 小川 眞珠

7 事務局 局長 長石 弘顕
課長補佐 西浦 公治
職員 下條 秀政 中野 孝亮 梶原 良太

1 開会

○事務局長

ただいまから「令和5年度第11回農業委員会定例総会」を開会いたします。
それでは、総会の開会にあたり、農業委員会 川本康代会長がご挨拶申し上げます。

2 開会挨拶

<会長挨拶>

3 総会成立の報告

○議長

それでは、総会の定足数について、事務局より報告をお願いします

○事務局

出席委員は、定足数に達しております。

4番山口明美農業委員、4番小川國治推進委員から欠席の届出があります。

4 議事録署名人指名

○議長

次に、本日の議事録署名人を、8番福田文夫農業委員、11番田添利弘農業委員にお願い
します。

5 議事

○議長

それでは、お手元の議案書を基に、議案の審議に入ります。なお、円滑な議事の進行にご
協力をお願いします。

1ページ、報告第1号「農地中間管理事業による農用地利用配分計画の合意解約の件」を
議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

1番福重、寿古町の農地、地目田、面積2,475㎡です。契約者は、記載のとおりで
す。解約理由は、双方合意によるものです。

本件は、第7号議案促進計画3番と関連するものです。

○議長

報告第1号について、ご意見等ありませんか。

<なし>

○議長

報告第1号を終わります。

次に、2ページ。報告第2号「農地中間管理事業による農用地利用集積計画の変更の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

1番大村、貸付申込者と借入申込者は記載のとおりです。利用権設定を受ける農用地、荒平町の農地、地目田、設定する利用権の中、借賃を変更後の物納に減額されたものです。

本件は、第7号議案促進計画2番と関連するものです。

○議長

それでは、報告第2号について、何かご質問等はありませんか。

<なし>

○議長

無いようですので、報告第2号を終わります。

○議長

次に、3ページ。第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

1番萱瀬、中岳町の農地、地目田、合計面積4,877㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。

本件は、後継者である譲受人に贈与により所有権移転を行うものです。譲受人の住所は現在県外になっていますが、県外で兄弟が経営する会社の測量士に所属しているが、現在大村市の両親宅に居住されリモートワークをしている状況です。4、5年前から両親や親族と営農してきたとのこと。

場所は、スライドのとおりです。うち7筆が農振農用地、1筆が農振白地の農地です。取得後の田畑は、水稻、普通野菜及び柿栽培を計画しています。

○議長

それでは、1番について、萱瀬地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

この件に関しては、親子関係があり兄弟が会社を経営をされていて、都合で譲受人の住所は県外となっていますが、こちらに現在はお住まいです。問題点は何も問題も無いように私たち4人は思いました。あとは、萱瀬地域の上の方であり荒廃地になる可能性があります。こうして後継者が農業を支えていくということは大変だろうと思えますけれど、一生懸命やってもらいたいと希望しております。

○議長

1番について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

1番萱瀬について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、1番萱瀬は許可することとします。

続いて、2番竹松を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

2番竹松、鬼橋町の農地、地目 田、合計面積10.34㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。

本件は、譲受人が設置したビニールハウス敷地の境界が不整形地で、ハウス設置当時に隣地農家と協議により境界を直線に整備されていましたが、公簿上の変更がなされておらず、今回譲渡人が所有する隣地農地の分譲宅地への転用申請に際して、贈与により現状に合わせた境界の整理が行われるものです。

場所は、スライドのとおりです。農振外の農地です。トマトの施設栽培をされています。

○議長

それでは、2番について、竹松地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

長年、そのままの状態です。今回、隣接地を宅地に転用する申請が提出されています。現状のままでありますので、何ら営農に問題はございません。ご審議をお願いします。

○議長

2番竹松について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

2番竹松について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、2番竹松は許可することとします。

次に、4ページ。第2号議案「農地法第4条の規定による許可申請の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

1番萱瀬 荒瀬町の農地、地目 田、面積1,343㎡の内、429㎡。申請者は、記載のとおりです。

本件は、昨年12月の第9回総会において、農業経営基盤強化促進法で所有権移転が許可された農地に、花き農家である申請者が需要の増加に対応するため農業用倉庫を建設されるものです。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内白地、農振内農用地外の第2種農地です。

農振内農用地の農業施設の転用であるため、農用地の用途区分の変更手続きが2月6日に完了したことを確認済です。

被害防除計画では、切土なし、盛土最高0.6m。法面保護を行うため、土砂流出の恐れはないとしています。雨水排水は、市道側溝に放流。汚水、生活雑排水は、公共下水道に接続するとしています。隣接する農地はありません。

資金については、融資予定証明書を確認しています。

○議長

それでは、1番について、萱瀬地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

ただいま事務局から説明のとおりです。花卉栽培で農業経営をやっておられます。今後は、後継者もおられまして、規模拡大をされる見込みです。雨水については、近場の水路に放流、雑排水については、農業集落排水の公共下水道に接続されます。また、残地につきましては、農地として利用するという事です。周囲の田は、申請者本人の水田であり、周りも家屋や農地もありませんから、問題ないということで委員のみんな確認をしました。ご

審議よろしくお願ひします。

○議長

1番萱瀬について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

1番萱瀬について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、1番萱瀬は、許可相当とします。

次に、5ページ。第3号議案「農地法第5条の規定による許可申請の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

1番西大村、杭出津2丁目の農地、地目 畑、面積233㎡。

申請者は、記載のとおりです。契約は、売買です。

本件は、譲受人が共同住宅用駐車場を拡張する計画です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用、舗装工事を施します。雨水排水は隣接の水路に放流。隣接する農地はありません。

資金については、預金通帳の残高を確認しています。

○議長

それでは、1番について、西大村地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

先日、23日に地区の委員で、現地確認をさせていただきました。申請されている土地の周辺に農地は見られず、申請されている土地の四辺のうち、一边は水路に面しています。あと残りの三辺は宅地に面していて、特に支障はないと思われまふ。ご審議をお願いしたいと思います。

○議長

1番西大村について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

1番西大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、1番西大村は、許可相当とします。

続いて、2番西大村を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

2番西大村、坂口町の農地、地目 畑、面積151㎡。申請者は、記載のとおりです。契約は、売買です。

本件は、譲受人が経営する飲食店の来客用駐車場を造成する計画です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用、砕石舗装を施すとしています。雨水排水は、隣接する県道側溝に放流。隣接する農地は、ありません。資金については、預金残高証明書を確認しています。

○議長

それでは、2番について、西大村地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

この土地は、以前から不耕作の状況で畑の地目になっていますが、特に駐車場にするのは問題ないと思われます。ご審議をお願いします。

○議長

2番西大村について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

2番西大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、2番西大村は、許可相当とします。

続いて、3番西大村を議題とします。

ここで、お諮りします。3番西大村は、6ページの第4号議案「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の件」1番西大村と関連がありますので、一括して審議することに、ご異議ありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、3番西大村、第4号議案1番西大村は、一括して審議することとします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

まず、6ページをお願いします。第4号議案1番、坂口町の農地、地目 畑と田、合計面積2,740㎡。実測面積2,818.54㎡。申請者は、記載のとおりです。

本件は、申請者が令和5年11月15日付けで転用の許可を受け、分譲宅地11区画を造成する計画でしたが、隣接の農地1筆の転用許可を今回受けた後に、分譲宅地を造成する計画です。土地利用計画図上の変更は、宅地4番が43㎡広くなった計画になります。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

5ページをお願いします。3番西大村、申請地及び申請者は記載のとおりです。契約は売買です。

本件は、譲受人が、分譲宅地11区画、道路等を造成する計画です。

被害防除計画では、切土なし、盛土0.3から0.7m、擁壁を設けるとしてあります。雨水排水は、計画地内の道路に水路を新設し、市道の道路側溝へ放流。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとしてあります。隣接農地は、北側に田、東側に畑があります。

建築物は、境界から1m控え、高さを8m以下で計画するので通風及び日照等、営農への影響は軽微としています。

資金については、預金残高証明書を確認しています。

また、譲受人は宅地建物取引業者免許証を所持しています。

○議長

それでは、3番及び第4号議案1番について、西大村地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

申請地の畑は、以前から遊休農地でありました。今回申請地になった所が、宅地に変わっても特に影響がないと思われます。ご審議よろしくをお願いします。

○議長

3番及び第4号議案1番西大村について、何かご意見、ご質問はありませんか。
<なし>

○議長

それでは、お諮りします。
3番及び第4号議案1番西大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、3番西大村は許可相当とし、第4号議案1番西大村は、承認相当とします。

続いて、4番西大村を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

4番西大村、坂口町の農地、地目 畑、面積274㎡。併用地である、譲渡人所有の宅地を含んだ全体面積は、887.94㎡。申請者は、記載のとおりです。契約は、売買です。

本件は、譲受人が、分譲宅地2区画を造成する計画です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用、擁壁を設けるとしてあります。雨水は、計画地内通路に水路を新設し国道側溝に放流。汚水と生活雑排水は、公共下水道に接続するとしてあります。隣地農地は北西にあります。

資金については、融資証明書を確認しています。

また、譲受人は宅地建物取引業者免許証を所持しています。

○議長

それでは、4番について、西大村地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

併用地として、宅地に何軒あったのですが、全部取り壊されて更地の状態になっています。申請地につきましては、以前から休耕地の状態でした。上の方にある畑は、今回の併用地の中に通っている道で行き来ができるような状況だと思いますので、特に影響はないと思われまます。ご審議をお願いします。

○議長

4番西大村について、何かご意見、ご質問はありませんか。
<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

4番西大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、4番西大村は、許可相当とします。

続いて、5番竹松を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

5番竹松、富の原2丁目の農地、地目 田、面積1,414㎡。申請人は、記載のとおりです。契約は、売買です。

本件は、譲受人が経営する産業廃棄物処理事業の集積場及び事業車両駐車場12台分を造成する計画です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、切土なし、盛土最高0.45m、土留め工事をするとしています。雨水排水は、隣接する市道側溝への放流。隣接する農地は、ありません。隣接する西側の農地は、昨年12月総会で同一の事業者から従業員駐車場として転用許可済の土地となります。資金については、融資証明書を確認しています。

○議長

それでは、5番について、竹松地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

4人で見てまいりました。先ほども言われたとおり、隣接する農地は隣が昨年12月に転用済みということで、周りには農地はございません。特に問題はないと見てまいりました。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長

5番竹松について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

5番竹松について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、5番竹松は、許可相当とします。

続いて、6番竹松を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

6番竹松、鬼橋町の農地、地目 田、合計面積1,835.51㎡。申請者は、記載のとおりです。契約は売買です。

本件は、第1号議案2番竹松の隣地の転用申請です。譲受人が分譲宅地7区画、道路等を造成する計画です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、切土なし、盛土0.3mから0.7m、擁壁を設けるとしています。雨水排水は、既存道路側溝に放流。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとしています。隣接する農地が東側にあります。

資金については、預金残高証明書を確認しています。

また、譲受人は宅地建物取引業者免許証を所持しています。

○議長

それでは、6番について、竹松地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

先ほどの3条で説明しました案件の、隣接の農地を宅地に転用するという事です。その下にもですね、2年ほど前に宅地に転用されて、現在6軒ほど家が建っております。ビニールハウスと宅地の間の水田で、もう長年水稲については作られていませんでした。

雨水につきましては、南側にある道路の方に通すとありますので、問題ないかと思えます。隣接地は田となっています。これはビニールハウスです。東側と南側です。日照が云々ということで生育に影響するほどではないと考えています。この件につきまして、宅地にするのは問題ないと考えております。ご審議をお願いします。

○議長

6番竹松について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

6番竹松について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、6番竹松は、許可相当とします。

続いて、7番福重を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

7番福重、今富町の農地、地目 畑、面積247㎡。申請者は、記載のとおりです。契約は売買です。

本件は、譲受人が、建売分譲宅地1区画を造成する計画です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内白地、農振外の第2種農地です。

被害防除計画では、切土なし、盛土0.4mから1.1m、擁壁を設けるとしてあります。雨水排水は、市道側溝に放流。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとしてあります。隣接する農地が、南側にあります。

資金については、融資証明書を確認しています。

○議長

それでは、7番について、福重地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

事務局から、いま説明がありましたとおりです。両方は宅地で、南側の畑は何も作っていないような荒れたところですので、この農地に関して問題はないと判断をしております。

ただ、ここを見に行く時に境界を示す旗などが無く、長靴を履いて確認をするような所が続いていますので、受け付けの段階で事務局から申請者に徹底していただくようお願いを付け加えさせていただきます。以上です。

○事務局

はい。事務局としましても、転用地の旗の表示がこの頃なされてない箇所が多いなというのを感じております。受け付け段階で、改めて指導したいと思っております。

○議長

7番福重について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

7番福重について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、7番福重は、許可相当とします。

次に、7ページ。第5号議案「非農地通知申出書による非農地通知の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

1番萱瀬、宮代町の農地、地目 畑、面積5,401㎡、申出人及び利用者は、記載のとおりです。申出書によると、現地は自然荒廃により、原野化している状況としています。

場所は、スライドのとおりです。農用地内の農地です。

○議長

それでは、1番について、萱瀬地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

ここは写真が出ていますが、竹がたくさん繁茂してるところです。この周辺は、みかん畑がたくさんあった所です、4、5軒の方を残して、ほとんど耕作されずに荒れています。

それで、今回の場所は申請人が4、5年前に1回きれいに切られて更地にされたのですが、竹はすぐこのように生えてきています。申請者は、酪農を営んでおられますが、後継者もおられないと聞いている。農用地ではありますが、仕方がないのではなかろうかと思っています。

なお、その周辺の農地でございますが、このような状態です。よろしくご審議お願いいたします。

○議長

1番萱瀬について、何かご意見、ご質問はありませんか。異議はありませんか。

<なし>

○議長

異議なしということで、1番萱瀬は、非農地と判断し、これを通知することとします。

次に、8ページ。第6号議案「農地中間管理事業による農用地利用集積計画作成の件」を議題とします。

ここで、お諮りします。本議案は、9ページの、第7号議案「農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画作成の件」と関連がありますので、一括して審議することにご異議ありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、第6号議案及び第7号議案は一括して審議することとします。
事務局から説明をお願いします。

○事務局

第6号議案の借入申込者及び第7号議案の貸付申込者は、公益財団法人長崎県農業振興公社です。集積計画の貸付申込者と促進計画の借入申込者が参照しやすいように、本日資料1を配布していますので、議案と併せてご覧ください。

資料1の1番と2番は、第6号議案の1番大村、第7号議案の1番大村です。

利用権を設定する農地及び設定する権利は、記載のとおりで、促進計画の借入申込者は、飼料作物を計画しています。

資料1の3番から7番までは、集積済の農地で、第7号議案の2番大村です。

利用権を設定する農地及び設定する権利は、記載のとおりで、促進計画の借入申込者は、水稻を計画しています。

資料1の8番は、集積済の農地で、第7号議案の3番福重です。

利用権を設定する農地及び設定する権利は、記載のとおりで、促進計画の借入申込者は、水稻を計画しています。

資料1の9番は、第6号議案の2番福重、第7号議案の4番福重です。

利用権を設定する農地及び設定する権利は、記載のとおりで、促進計画の借入申込者は、ミカンを計画しています。

資料1の10番は、第6号議案の3番福重、第7号議案の5番福重です。

利用権を設定する農地及び設定する権利は、記載のとおりで、促進計画の借入申込者は、ミカンを計画しています。

以上、当該議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の要件を満たしているものと考えられます。

○議長

それでは、第6号議案及び第7号議案について、何かご意見、ご質問はありませんか。
<なし>

○議長

それでは、お諮りします。
第6号議案及び第7号議案について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、第6号議案は承認することとし、第7号議案については、計画のとおり要請することとします。

次に、10ページから31ページ。第8号議案「非農地通知の件」を議題とします。事務局から説明願います。

○事務局

27ページの通知番号310番は、再調査の結果、一部に耕作中の農地が含まれており耕作が確認されましたので削除をお願いします。つきまして、第8号議案の各ページの表上部の余白に記載している、合計筆数は、1,016筆を896筆に、合計面積374,800.74㎡を374,182.74㎡に訂正をお願いします。

また、先月の総会において、非農地判断の予定リストを配布いたしましたが、今回の非農地通知議案では、三浦の一部地域について、地積調査の成果である面積や地番図の反映がなされていないことが確認されたため、日泊町、溝陸町、及び今村町は今回の非農地通知から除外しました事をご報告します。

それでは、8号議案の非農地通知の件について、令和5年度の利用状況調査の結果、各地区委員の現地調査の結果、再生困難とされた農地について、農業委員会として非農地と判断するかどうかの審議をしていただきます。今回議案に載っている農地については、1月の総会で事前に資料として別途お配りしたかと思いますが、そのリストの中から最終的な確認をしていただいた結果を踏まえて、現時点で非農地と判断されると見込まれる農地をリストに記載しております。

なお、先ほど説明しましたように、三浦地区の今村町、溝陸町、日泊町については、地籍調査の結果の登記が今年度中にされるものであったり、今測量中のものなどがあり、面積等が変更になる可能性がありますので、そちらの部分を除外をしています。

次に、非農地と承認された後の、手続きについてご説明いたします。今回の総会で承認された後、土地所有者等に対して、非農地通知書を発出し、農地に該当しない旨の通知及び登記地目変更の願いを送ります。そして、農地台帳から非農地として取り扱うようになります。通知を受けた土地所有者が、非農地通知書をもって法務局の方に、手続きを行えば、地目の変更登記が可能になります。もし、地区の農業者さんに対して、非農地通知が届いてどうすればいいのか尋ねられたら、地目の変更をしてもらうようにお伝え願います。詳細な内容は、農業委員会事務局に問い合わせてもらいたいと伝えていただければと思います。

あわせて関係機関の県、大村市税務課、法務局等に対しても非農地通知の一覧を送付することになっております。担当からは以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長

それでは、非農地通知の件について、皆さんから何かご意見、ご質問はありませんか。非農地通知を法務局に持っていけば、地目替えには費用は掛らないようです。

○事務局

農地所有者ご本人さんの申請、もしくは代理人も可能かと思えます。事前に法務局へお電話で予約をとっていただきまして、農業委員会からの非農地通知による地目変更ですとお話しただければ、手続きが速やかに進むかと思えます。

○委員

法務局から確認にみえるのですか。

○事務局

法務局から、地目に関して疑義がある場合は、農業委員会事務局に現地写真とか航空写真の提供を求める連絡あります。法務局と事務局で手続きをさせていただきます。

○議長

それでは、お諮りします。

第8号議案について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、第8号議案に記載された農地については、非農地と判断し、これを通知することとします。

次に、32ページ。第9号議案「大村農業振興地域整備計画の変更について（農用地区域へ編入）」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

第9号議案は、大村農業振興地域整備計画の変更に係り、農用地の編入・除外等に関して農業委員会の意見を求められるものです。

1番鈴田、大里町の農地、地目 山林、現況 畑、合計面積1,312㎡。申請者は記載のとおりです。

場所は、スライドのとおりです。元々みかん畑であった隣地の山林を含めた農地改良を終え、補助事業により青島温州みかんの定植を計画しています。

2番萱瀬、黒木町の農地、地目 田、面積955㎡、申請者は記載のとおりです。

場所は、スライドのとおりです。

3番萱瀬、黒木町の農地、地目 田、面積648㎡、申請者及び所有者は記載のとおりです。場所は、2番萱瀬の北側隣地の水田です。

○議長

それでは、第9号議案について、何かご意見、ご質問はありませんか。

○井川推進委員

申請欄に、亡くなった方が記載されていますが構わないのですか。

○事務局

登記簿上では、亡くなった方の名義になっているため、手続きを進めさせていただくことになります。

○委員

編入の理由が中山間に加入するためになってはいますが、農地の所有者が死亡者のままでは駄目ではなかったでしょうか。確認をお願いします。

○市農林水産振課職員

農林水産振課です。中山間の加入要件としては農用地であることが、前提になっているのですが、所有者に関しては特に謳われていませんので、相続手続きがなされていない農地であっても、現在加入されてる農地は存在はしています。

○委員

それは県に確認されましたか。農地は、所有者が死亡してから農地法では10か月ぐらいで相続の手続きの届出をしなければならないが、それができていないと確か加入できないと思われます。確認された方がいいと思います。

○市農林水産振課職員

再度、県に確認を行って報告します。

○議長

それでは、農林水産課の方で確認を取ってから、回答をお願いしたいと思います。本日中に、もう一度確認の上、審議をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○農林水産振課職員

農林水産振課です。今、県の方に確認をしてまいりまして、中山間の事業というのが、農業生産の条件が不利な農地において耕作をされる耕作者に対する支援対策の事業になっております。基本的には耕作者さんに対する交付金ということで、未相続農地であっても中山間に入れることは問題ないとの回答をもらいました。

相続登記に関しては、登記法が4月で改正をされるということですので、これ以降ルール等が変わっていく可能性はあるのですが、現時点では未相続農地であっても入れることは問題ないということです。また、変わり次第対応していく予定です。

○議長

現状は可能だということです。今の回答につきまして何かご意見ご質問ありませんでしょうか。

委員

分かりました。

○議長

それでは、この他にご意見、ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

第9号議案について、ご異議はありませんか。

<なし>

○議長

ご異議がありませんので、第9号議案については、支障のない旨を回答することとします。

次に、33ページ。第10号議案「大村農業振興地域整備計画の変更について（農用地区域から除外）」を議題とします。

ここで、ご報告します。1番萱瀬については、2月22日付けで申請人から除外申請の取り下げの申し出がありましたので、当該議案は取り下げとします。

続いて、2番福重を事務局から説明をお願いします。

○事務局

2番福重、野田町の農地、地目 田、2318㎡の内287.85㎡。申請者氏名及び所有者は、記載のとおりです。

場所は、スライドのとおりです。申請地の周辺にも住宅が建っておりまして、集落の接続で除外後の転用は可能かと事務局としては考えております。

除外手続き後は、5条の許可申請を行い、申請者が個人住宅木造2階建てを建築する計画です。被害防除計画では、盛土最高0.2mで、境界に側溝を設けるとしてあります。また、残る農地の方が高く位置しており、建物の高さを6mに加減するとしてあります。

雨水排水は、隣接市道側溝への放流。汚水、生活雑排水は、公共下水道に接続するとしてあります。隣接する農地が、北側にあります。

○議長

それでは、2番について、福重地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

ここは、お孫さんの家を建てるように計画をしてるわけです。この前の25日に、地区の委員全員で見てまいりました。ここは、田んぼでありますけれど、減反をされて野菜とかを前は作っておられたのですが、今はもう何も作っていない状態です。

それと北側、周りに農地があるわけですが、その農地もご本人の農地であります。少し上の所になりますので、何も問題はないと見てきました。

加えて報告ですが、ここは中山間地域に入っておりましたので、一応部落の方で話しをしまして解決をいたしましたので、そういうことで、皆さんのご審議よろしく申し上げます。

○議長

それでは、2番福重について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

2番福重については、支障のない旨を回答することについて、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、2番福重については、支障のない旨を回答することとします。

次に、追加議案の第11議案「違反転用について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

本日お配りしました追加議案第11号議案でございます。

1番竹松、富の原1丁目の農地、地目 畑、合計面積405㎡。土地所有者及び違反転用者は、記載のとおりです。

本議案は、1月から申請代理人から違反転用の是正相談を受けておりましたが、事務局から県への相談が遅れたため、本日の追加議案となりました事をお詫び申し上げます。

顛末書によると、当該地を平成3年8月1日から、隣接地を5条転用許可を受け、賃貸借により資材置き場として利用している建設会社が、当時から資材置き場として現在も利用されている状況です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

すでに、事務局から県への違反転用事案として報告済みです。原状回復を求めましたが資材置き場としての利用が20年以上経過しており原状回復は困難と判断し、表右欄の事務局意見欄に記載したとおり報告しています。以上のことから本案件は、当初から申請していれば許可相当と見込まれ、追認許可相当と判断するとしております。

つきまして、本案件に関し、農業委員会としての意見を付すため、本総会のご審議をお願いするものです。

○議長

1 番竹松について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

1 番竹松について、追認許可相当とすることにご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

1 番竹松については「追認許可相当と判断する」との意見を付すことを決定します。

報告第3号「農地法第18条第6項（合意解約）の規定による通知報告の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

1 番大村、東大村 1 丁目の農地、地目 畑、面積3, 570㎡です。契約者は、記載のとおりです。解約理由は、双方合意によるものです。

○議長

報告第3号について、ご意見等ありませんか。

<なし>

○議長

報告第3号を終わります。

それでは以上をもちまして、本日の議事を終了します。